## 別紙2

## 平成30年度実施施策に係る政策評価書

(環境省30一②)

施策名	目標4-9 東日本大震災への対応(特定復興拠点の整備)										
施策の概要	福島復興再生特別措置法に基づき、市町村長が作成し、内閣総理大臣の認定を受けた計画(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画)に基づいて、特定復興再生拠点区域の復興及び再生の推進に必要な除染や廃棄物の処理事業を実施する。										
達成すべき目標	帰還困難区域の復興・再生のため、福島復興再生特別措置法に基づき、市町村が定める帰還困難区域内に 避難指示を解除し、帰還者等の居住を可能とすることを目指す「特定復興再生拠点区域」の復興及び再生を推 進する。										
施策の予算額・執行額等	区分		28年度	29年度	30年度	令和元年度					
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)	-	30,904 69,037		86,941					
		補正予算(b)	-	_	-						
		繰越し等(c)	-	16,886 -42,2							
		合計(a+b+c)	-	14,019	26,756						
	執行額(百万円)		-	13,701	(※記入は任意)						
施策に関係する内閣の重要 政策(施政方針演説等のう ち主なもの)											

					ı				
			/	施策の進捗状況(実績)	目標	達成			
測定指標		特定復興再生拠点区域に おける除染		平成30年5月までに、双葉町、大熊町、浪江 町、富岡町、飯舘村、葛尾村の特定復興再生	令和4年度				
				拠点区域復興再生計画が認定された。これに 基づき、平成30年11月までに、自治体や関係省 庁と連携しながら、6町村全てで除染工事を開 始している。	各自治体の認定 特定復興再生拠 点区域復興再生 計画に基づき除染 を進める	_			
		特定復興再生拠点区域に おける廃棄物の処理		施策の進捗状況(実績)	目標	達成			
				平成30年5月までに、双葉町、大熊町、浪江	令和4年度				
				町、富岡町、飯舘村、葛尾村の特定復興再生拠点区域復興再生計画が認定された。これに基づき、平成30年11月までに、自治体や関係省庁と連携しながら、6町村全てで家屋等の解体工事を開始している。	各自治体の認定特 定復興再生拠点区 域復興再生計画に 基づき廃棄物の処 理を進める	_			
評価結果	目標達成度合いの 測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり							
		平成30年5月までに、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村、葛尾村の特定 復興再生拠点区域復興再生計画が認定され、これに基づき、平成30年11月まで に、自治体や関係省庁と連携しながら、6町村全てで家屋等の解体・除染工事を開 始するなど、着実に取組を進めているため。							
	施策の分析	-							
	次期目標等への 反映の方向性			-					
学識絲	E験を有する者の知見の活用								

##